



大阪アジアン映画祭 2010 作品募集規約

- I. 名称 大阪アジアン映画祭 2010
- II. 目的 映画による人材やコンテンツの交流を通じ、大阪における映画の振興を図るとともに、アジアのトップカルチャーにおける交流・創造・情報発信拠点としての機能を高め、映画関係者と映画ファンの交流の場を提供し、大阪の魅力向上させることを目的とする。
- III. 主催 大阪アジアン映画祭実行委員会
- IV. 会期 2010年3月6日(土)~14日(日)
- V. 会場 ABCホール他
- VI. 応募
- 出品料：無料とする。
 - 応募作品：応募は次に挙げる資料を提出することとする。
 - 1/2インチのVHSビデオテープ(NTSC/PAL)、又はDVD(リージョンフリー)のものに限る。
 - 応募用紙
 - 作品概要・作品解説(日本語又は英語)
 - スチール写真(異なる種類のもの3~5枚)
 - 送料・自己責任：応募作品の映画祭事務局までの輸送に関する経費は応募者の負担とする。また、応募作品の映画祭事務局受領時までの紛失、破損などの事故に関しては、主催者側は責任を負わない。
 - 応募作品の返却：応募作品その他資料は返却されず、事務局で保管・活用することとする。
 - 応募先：大阪アジアン映画祭実行委員会事務局 〒530-0014 大阪市北区鶴野町4 B-801
tel. 06-6373-1211 fax. 06-6373-1213 e-mail. info@oaff.jp
 - 応募締切：2009年11月14日必着とする。
 - 応募上の注意：応募にあたっては、作品に使用した著作権について必要な手続きを済ませることとする。万一、第三者から権利侵害、損害賠償などの請求がなされた時は、応募者は自らの責任と負担で対処するものとし、主催者側は一切の責任を負わない。
- VII. 大阪アジアン映画祭 プログラム上映
- プログラム：出品作品に関しては、主催者側の判断によって上映プログラムを決定するものとする。
 - 出品作品条件：次の条件を満たしていること
 - アジアの作品であること。
 - 作品の完成形態が、35ミリ又は16ミリのフィルム、もしくビデオであること。
 - 日本の劇場又はテレビ放映などで、2010年3月20日以前に一般公開されていない作品であること。
 - 2008年1月1日以降に製作したものであること。
 - 60分以上の作品であること。
- ※ 本映画祭での上映には、英語字幕版を用意することが望ましい。
- 広報：上映作品に関しては、応募者の同意の上、応募用紙に記載されたデータ及び広報素材を、本映画祭のサイトや新聞、雑誌、テレビなどのメディア媒体で活用するものとする。
 - 上映作品について
 - 選考：上映作品の選考は、事務局が行うものとする。
 - 決定通知：選考された作品については、速やかに応募者に通知する。
 - 費用：作品の輸送に関する経費は主催者側の負担とする。
 - 招待：上映作品に関しては、1作品につき監督1人を本映画祭に招待するものとし、その来日渡航費宿泊費は、主催者側の負担とする。
 - いつたん本映画祭における上映に同意した者は、いかなる事情であれ上映を撤回できないものとする。
- VIII. 効力 本規約は日本語版が全てに優先する。本映画祭に応募・出品することは、この規約の承認と遵守を意味する。

お問い合わせ先：大阪アジアン映画祭実行委員会事務局 〒530-0014 大阪市北区鶴野町4 B-801

tel. 06-6373-1211 fax. 06-6373-1213 e-mail. info@oaff.jp website. www.oaff.jp